

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

192

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限の見直し

提案団体

岡山県、栃木県、長野県、岐阜県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

感染症法施行規則における事業者等が行う結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限について、同法施行規則第27条の5第1項中「一月ごとに取りまとめ、翌月の十日まで」を「当該年度分を取りまとめ、翌年度の4月10日まで」とするなど年1回の報告に改めるよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

感染症法における事業者等が行う結核定期健康診断は、毎年度実施が義務付けられており、その実施状況については、同法施行規則第27条の5第1項において「一月ごとに取りまとめ、翌月の十日まで」に保健所を經由して都道府県知事に報告しなければならないと規定されている。

【支障事例及び制度改正の必要性】

定期健康診断について、分散型や人間ドックにより複数月にまたがって実施している事業者等も多く、毎月の報告では、事業者等の報告業務及び保健所での集計業務が非効率な状況となっている。

一つの事業所等が行う結核定期健康診断について、当該年度の実施状況(対象者のうち何人に実施したか)を把握するためには、1年分全ての実施内容を確認する必要があることから、全体像を把握しづらい月ごとの報告よりも、年1回の調査の方がより適切である。また、結核患者の発生動向についても、医療機関からの発生届により遺漏なく把握可能であることから、月ごとの報告までは必要がないものとする。

【支障の解決策】

当該報告の頻度及び期限を「一月ごとに取りまとめ、翌月の十日まで」ではなく、「当該年度分を取りまとめ、翌年度の4月10日(従来の3月実施分の報告期限)まで」とするなど、年1回の報告とすることで支障が解決するものとする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業者等の報告業務及び保健所の集計業務の効率化が図られ、事業者等及び保健所双方の負担軽減につながる。

根拠法令等

感染症法施行規則第27条の5第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、茨城県、さいたま市、横浜市、富山県、浜松市、大阪府、山口県、徳島県、高知県、佐賀県、熊本市、

宮崎県

○検査結果が翌月になる場合や、年度途中での人事異動等による対象者の変動など、事業者により報告数の考え方が異なっているように見受けられる。不明点等は個別に確認しているが、事業者も保健所も負担になっている。当該報告は陽性者がいないことの確認のために実施している側面もあると考える。そうであれば、提案のように報告が年1回になれば、双方の負担軽減につながると考える。

○市町における結核定期健康診断は年間通して事業を行っており、月ごとに対象を把握し通知等を行っている。また、要精密検査となった者は、異常なしの者より最終的な健診結果の把握が遅れるため、現行の報告頻度では、健診結果の取りまとめが煩雑となっている。実際に市町からは「年1回の報告とさせてほしい」との要望を受けている状況である。

各府省からの第1次回答

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第53条の7の規定による通報又は報告については、定期健康診断の結果等に関する統計的情報が結核の発生を予防し、まん延の防止を図るため必要な基礎的な情報であり、感染症法に基づく具体的権限及び施策を実施する都道府県行政の基礎となることから、都道府県が統計的情報を把握し、各種措置、結核予防に資する対策・事業に活用するという趣旨から設けられたものである。

御指摘の報告頻度及び報告期限の変更については、各都道府県の実情を踏まえつつ、御指摘の支障事例を踏まえて、どのような対応ができるかを検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

結核定期健康診断の結果等に関する統計的情報の有用性については同意するところであるが、1次回答のとおり、事業者等からの報告によって得られる情報は各種措置、結核予防に資する対策・事業に活用するものであり、その検討に当たっては、1月という短期間の情報ではなく、年間全体の実施状況から分析し、予防事業に反映することが適切であるため、年1回の報告であっても統計的情報の有用性を損なうことはないと考えます。また、多くの事業所等が定期健康診断を分散型や人間ドックにより実施していることから、毎月の集計では実施状況の全体像を把握することが難しく、結核患者の発生動向についても医療機関からの発生届により把握できている現状において、月ごとに報告及び集計を行う合理性は著しく低い。

以上を踏まえ、事業者等及び保健所における事務負担の軽減の観点からも、早急に報告頻度及び報告期限の変更を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

御指摘の報告頻度及び報告期限の変更については、各都道府県の実情を踏まえつつ、御指摘の支障事例を踏まえて、どのような対応ができるかを検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【厚生労働省】

(31)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)

(ii)結核に係る定期の健康診断の通報又は報告(53条の7)の頻度(施行規則27条の5第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、現行の月1回から頻度を減らすことについて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。